

令和7年度

丹波すぐれもの大賞

-TAMBA INNOVATION AWARD-

応募要領

兵庫県丹波県民局

1 丹波すぐれもの大賞の概要

丹波県民局では、地元企業の優れた企画・技術力を広くアピールし、地域の産業を活性化するため、地域発イノベーションを推進する革新的で高い技術力による製商品の製造や、地域資源を観光・交流につなげる事業やイベントを行う企業や団体等を「丹波すぐれもの大賞-TAMBA INNOVATION AWARD-」として、表彰しています。

受賞製商品等はパンフレット等により紹介するなど、丹波地域内外に広く発信していきます。※

※発信事例

県広報誌「県民だより」での特集。

国際フロンティア産業メッセ（神戸市）出展。

日本政策金融公庫主催「アグリフード EXPO 東京」出展。

受賞作品の広報展示：神戸市営地下鉄 県庁前駅（神戸市）、丹波県民局柏原総合庁舎など

2 表彰対象部門と受賞候補者の募集

（1）表彰の対象部門

各部門において審査を行い、優れた評価を得た製商品等を表彰します。

① きらめき/ブロード・イノベーション（製商品）部門

革新的で高い技術により開発された製商品

② わくわく/フード・イノベーション（食料品）部門

丹波地域の特色を活かした、独創的で優れた品質の食料品

③ ときめき/ソーシャル・イノベーション（観光・交流）部門

地域資源を新たな工夫で活用し、観光・交流を促進する取組

（2）表彰の対象となる製品等

・きらめき/ブロード・イノベーション（製商品）部門、わくわく/フード・イノベーション（食料品）部門は、原則として概ね直近5年以内に開発されたもの

・ときめき/ソーシャル・イノベーション（観光・交流）部門は、原則として概ね取組開始から3年が経過し8年までのもの

（3）表彰対象数

① きらめき/ブロード・イノベーション（製商品）部門

② わくわく/フード・イノベーション（食料品）

③ ときめき/ソーシャル・イノベーション（観光・交流）部門

} 各部門2件程度

3 応募に必要な資格

丹波地域内で事業活動する企業・団体・グループ又は個人とします。

4 応募方法

（1）応募書類の作成

・自薦、他薦は問いません。

・所定の応募書類（様式1、様式2）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

・他薦の場合は、市や関係団体の推薦書（様式3）も併せて提出してください。

・応募用紙は、兵庫県のホームページから入手できます。

ホームページアドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/05suguremono.html>

『丹波すぐれもの大賞』で検索

(2) 応募書類の提出

- ① 所定の応募書類（様式1、様式2、（様式3））をEメールまたは郵送、窓口にてご提出ください。
また、取組内容を説明する補足資料（写真やカタログ、製品仕様、新聞・雑誌記事等）があれば添付してください。
- ② 提出される応募用紙に補足資料を添付される場合は、通し番号を付けてください。

(3) お問い合わせ及び応募書類提出先

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688
兵庫県丹波県民局 県民躍動室 地域共創課
E-mail: tambakem@pref.hyogo.lg.jp
TEL: 0795-73-3784 FAX: 0795-72-3077

5 応募期間

令和7年9月1日（月）から令和7年10月31日（金）まで [当日の消印有効]

6 審査方法と審査基準

(1) 審査方法

県内の有識者で構成される「丹波すぐれもの大賞審査委員会」の審査を経て表彰者を決定します。

① 1次審査

応募書類に基づき、受賞候補を選考します。

なお、1次審査の結果、2次審査の対象となった場合は、対象者あて通知します。

※1次審査を省略し、2次審査のみを行うことがあります。

② 2次審査

1次審査を通過したものを対象に、応募者によるプレゼンテーション、審査委員による質疑を行い、丹波すぐれもの大賞を選考します。

(2) 審査基準

次のような評価項目を総合的に勘案して審査を行います。

	きらめき（製商品）部門	わくわく（食料品）部門	ときめき（観光・交流）部門
1	イノベーション（新規性、独創性、新規市場の開拓等）	同左	同左
2	技術力（品質、性能、信頼性、特許等の取得状況等）	同左	地域資源の活用度（地域資源の新たな活用等）
3	経営貢献度（売上、市場シェア、企業ブランド向上への貢献度、事業の発展性等）	同左	地域貢献度（事業やイベントによる地域振興への影響等）
4	社会性（産業界の活性化や消費者の生活の豊かさへの影響）	食文化発展への貢献度（丹波地域の農産物の生産・消費拡大等）	交流人口への貢献度（丹波地域内外からの誘客促進等）
5	その他特筆すべき評価項目	同左	同左

7 選考結果の通知、受賞の取り消し

(1) 選考結果の通知

選考結果は、丹波県民局県民躍動室地域共創課から各応募者に対し、文書により通知します。

(2) 受賞の取り消し等

次の事項に該当する場合は、審査対象から除外し、あるいは受賞後であっても受賞を取り消すことがあります。

- ① 応募要領に反するもの。
- ② 技術、製品等の安全性等に不都合が生じたもの。
- ③ 応募者または応募企業・団体の役員等が暴力団員または暴力団密接関係者であることが判明した場合。
- ④ 応募者または応募企業・団体の役員等が禁固以上の刑に処せられている場合。なお、表彰後に禁固以上の刑に処された場合には、受賞を取り消します。

8 受賞者の発表・表彰

選考結果の通知後、準備が整い次第速やかに受賞者を発表するとともに、後日表彰式を実施します。

参考 ときめき/ソーシャル・イノベーション（観光・交流）部門の想定事例

①歴史的な町並や社寺を活用した事例

空き家となった伝統的な町屋を活用した集客事業やイベントなど

②古民家を活用した事例

古民家を改修・改築し、交流・宿泊施設として再生させる取り組みなど

③廃校を活用した事例

閉校となった小学校等を活用したカフェレストランやアトリエの運営事業など

④特産物を活用した事例

丹波地域の産業活性化、魅力発信を目的に立ち上げられた丹波地域の特産物を活用したイベントなど